

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年11月12日 提出

平成15年12月2日 確認

那珂町・瓜連町合併協議会
会長 小宅近昭

協 定 目	19	慣行の取扱い	協 議 細 目	
調 整 針				1 当面、那珂町の町章、町民憲章、町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後、新市において検討機関を設け、新たに制定するものとする。 2 瓜連町の宣言については、その精神を引き継ぎ、合併後、新市において調整するものとする。 3 瓜連町名誉町民制度については、合併後、新市において調整するものとする。 4 町民の歌、町民音頭については、合併後、新市において検討機関を設け、新たに制定するものとする。

那珂町・瓜連町合併協議会の調整内容

専門部 会名	総務企画部会		担当課	那珂町	総務課
				瓜連町	総務課
協 定 項 目	19	慣行の取扱い	協 議 細 目		
調 整 内 容 等	<p>1 当面、那珂町の町章、町民憲章、町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後、新市において検討機関を設け、新たに制定するものとする。</p> <p>2 瓜連町の宣言については、その精神を引き継ぎ、合併後、新市において調整するものとする。</p> <p>3 瓜連町名誉町民制度については、合併後、新市において調整するものとする。</p> <p>4 町民の歌、町民音頭については、合併後、新市において検討機関を設け、新たに制定するものとする。</p>				

検討資料

項目	那 珂 町	瓜 連 町
町章	<p>昭和34年11月3日制定</p> <p>那珂町のナカを翼と円に、型取ったもの。翼は将来大那珂町に飛躍する意味で、円は町政町民の円満を表しています。</p> 	<p>昭和39年4月1日制定</p> <p>町の円満な発展を象徴した円形の中に瓜連の「瓜」の文字を現代的に図案化。</p> 
花・木・鳥	<p>昭和60年11月9日制定</p> <p>花：ヒマワリ 木：スギ 鳥：キジ</p> 	<p>花：八重桜（昭和56年5月1日制定） 木：八重桜（昭和61年4月1日制定） 鳥：白鳥（昭和61年4月1日制定）</p> 

町民憲章	<p>昭和55年11月3日制定</p> <p>わたくしたちは、核融合の炬が日本の未来をひらく、那珂・久慈の清流と豊かな緑に恵まれた、明日をめざす那珂町民です。</p> <p>1 体をきたえ 仕事に励み 豊かなまちをつくりましょう</p> <p>1 伝統をふまえ 教養を深め 文化の高いまちをつくりましょう</p> <p>1 助けあい おもいやりの心をもって明るいまちをつくりましょう</p> <p>1 きまりを守り 安全を心がけ 住みよいまちをつくりましょう</p> <p>1 自然を愛し 資源をいかし 美しいまちをつくりましょう</p>	<p>昭和61年4月1日制定</p> <p>わたしたちは、ゆかしい歴史と豊かな自然に恵まれた郷土を愛し、あすをみざして生きる瓜連の町民です。</p> <p>1 緑と水と花を愛し、きれいなまちをつくりましょう</p> <p>1 スポーツや芸術文化に親しみ、教養を高めましょう。</p> <p>1 仕事に励み、豊かなまちをつくりましょう。</p> <p>1 交通ルールを守り、いのちを大切にしましょう。</p> <p>1 老人や子どもをいたわり、住みよいまちをつくりましょう。</p>
名誉町民制度	なし	瓜連町名誉町民条例(S50.9.30 制定)
宣言	<p>核兵器廃絶・平和町宣言(H2.9.28)</p> <p>福祉の町宣言(H3.9.27)</p> <p>青少年健全育成のまち宣言(H15.9.9)</p>	<p>交通安全宣言</p> <p>シートベルト着用宣言(H4.9.29)</p> <p>非核平和宣言(H5.7.2)</p> <p>暴力追放に関する宣言(H5.9.21)</p>
町民の歌	那珂町民の歌(S56.4.29)	新うりづら小唄(S43.11.23)
町民音頭	那珂町民音頭(S56.4.29)	新うりづら音頭(S43.11.23)

参考資料

他地域の例

協議会名	調整方針
潮来市 (潮来町・牛堀町)	<p>(1)町章 当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定するものとする。</p> <p>(2)町民憲章 当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定するものとする。</p> <p>(3)町の花・木・鳥 当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに花・木・鳥を制定するものとする。</p>
つくば市 荃崎町	合併時につくば市の制度を適用する。
常陸太田市 金砂郷町・水府村 里美村	<p>1 当面、常陸太田市の市章、市民憲章、市の花、木、鳥等を用いるものとし、合併後、新市において調整するものとする。</p> <p>2 都市宣言については、新市においても引き続き継承するものとする。</p>
新発田市・豊浦町	<p>豊浦町豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。</p> <p>豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。</p> <p>豊浦町の花、木については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。</p> <p>宣言は新発田市の宣言を適用する。</p>